

新規規制基準への適合性審査の申請を行いました

当社は、6月10日、原子力規制委員会に対して東通原子力発電所1号機における新規規制基準への適合性審査申請を行いました。これに先立ち、5月30日に青森県ならびに東通村へ安全協定に基づく事前了解の申し入れを行い、6月9日に了解を得ました。

この申請は、当発電所が進めている安全対策が、世界最高水準の安全レベルを目指した国の新規規制基準に適合しているかについて、原子力規制委員会による審査を受けるためのものであり、確実な安全確保を図っていく上で重要であると考えております。

なお、新規規制基準を踏まえ、かつ最新知見を反映した、より厳しい条件での評価を行った結果、基準地震動Ssについて450ガルから600ガルへ、また、想定津波の高さについて10.1m から11.7mへ見直しました。

当社としましては、「新規規制基準適合性審査への対応」および「安全対策工事」を着実に進め、地域の皆さまのご理解を得ながら、平成28年3月の再稼働を目指してまいります。



原子力規制委員会への申請



東通村からの事前了解

原子力発電所の新たな規制基準について

東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓や海外の知見などを反映するため、原子力規制委員会による原子力発電所の「新規規制基準」が平成25年7月8日に施行されました。

新たな基準では、重大事故を防止するための従来の基準を強化するとともに、万一、重大事故やテロが発生した場合に対処するための基準が新たに盛り込まれました。

